

○委員長（小林 芳幸）

- ・ 開会宣告
- ・ 議題の確認

---

1 函館市手話言語条例および障がい者コミュニケーション条例の検討状況について

○委員長（小林 芳幸）

- ・ 議題宣告
- ・ 本件については、9月24日の委員会において、函館市手話言語条例の検討状況について、正副として理事者と協議しながら、委員協議会の開催等を含めて調整することで各委員から了承を得ていたところである。
- ・ 本日は、函館市手話言語条例および障がい者コミュニケーション条例の検討状況について説明を受けるため、理事者の出席を求めたいと思うが、よろしいか。（異議なし）
- ・ それでは、理事者の入室を求める。

（保健福祉部 入室）

○委員長（小林 芳幸）

- ・ それでは、説明をお願いします。

○保健福祉部長（佐藤 任）

- ・ それでは、函館市手話言語条例および障害者コミュニケーション条例の検討状況について、資料に基づいて担当課長から御説明させていただきたいと思う。

○保健福祉部障がい保健福祉課長（岩島 貴寿）

- ・ 資料説明：函館市手話言語条例および障がい者コミュニケーション条例の検討状況について（保健福祉部調製）

○委員長（小林 芳幸）

- ・ お聞きのとおりである。ただいまの説明について、各委員から何か御発言あるか。

○斉藤 佐知子委員

- ・ ようやく函館市でも手話言語条例、障害者コミュニケーション条例の検討、そして、これから条例ができていくというのが分かった。そういう中で、検討委員会の方々も6回にわたって、しっかりと協議をして、このような提言書が出てきたというわけで、私も提言書を見させていただいた。今後のスケジュールの中では、11月上旬に政策会議に付議をしていくということだが、この提言書を受けて、保健福祉部としては、これをそのまま政策会議に付議していこうとか、その辺はどのようにお考えなのかお聞きしたい。

○保健福祉部長（佐藤 任）

- ・ 政策会議に付議を予定する条例の素案については、提言書の内容はあくまでも法令審査などを経ていない内容ということになっているので、並行して総務部のほうに例規審査という形で審査をお願いしており、文言については技術的な整理をすることが必要だということで指摘を受けているので、提言内容の趣旨についてはできるだけ生かしながら、条例の表現等については総務部の審査を経た後の

内容で政策会議に付議し、パブリックコメントに付したいと考えている。

○齊藤 佐知子委員

- ・ 当然この提言書を文書法制課とか条例をつくる上で直していく部分もあるかと思うが、私が気になったのは、手話言語条例のほう、4ページだが、前文とか題名があって、函館市先人の思いをつなぐ手話言語条例となっている。函館市が北海道の聾教育の発祥の地で明治18年にこういふことで、他都市にはないすばらしい歴史があるので、函館市先人の思いというその辺りも触れたほうがいいのではないかということで、この言葉もついていると思うが、私個人としては、本当に北海道の聾教育の発祥の地であれば、この手話言語条例とかこういうをつくるのが遅かったのではないのかと、隣の北斗市でももうできている。そういう中で、あえて今先人の思いをつなぐというところまで文章に入れるというのは、むしろ行政側というか市の側にとっても遅きに失するというか、私はそういうふうにもとられかねないという危惧も抱いているので、先人の思いをというところまでは入れることなく、普通に函館市の手話言語条例という、それだけでもいいような気も致すというところの意見というか、述べさせていただいた。何か考えるところがあれば、お聞かせ願いたい。

○保健福祉部長（佐藤 任）

- ・ 条例の題名については提言書の中で、函館市先人の思いをつなぐ手話言語条例ということで示されており、条例の題名のつけ方としては、基本的には条例の内容を簡潔かつ正確に表現するというところで整理をするということが基本になっている。並行して行われている文書法制課の審査においては、実態的な規定の内容を表現しない表記に関しては、これまでも市の理念条例で盛り込まれていないということなどから、一般的な題名にするべきであるというような御指摘をいただいております、行政提案の条例なので、基本的に文書法制課の審査内容と違った内容で提案するということは行われていないので、そのような指摘を受けた形で、条例素案として、まずは政策会議のほうに諮っていくことになるものと思う。
- ・ ただ検討委員会の中で、この終盤取りまとめの段階でこの表現を盛り込んでほしいという御意見が委員からあったわけだが、この点についてはこれまで条例の制定に向けて様々な活動を行ってきたということも含めた思いとして、ぜひ提言には盛り込みたいというお話を強くいただいております、その点も含めて政策会議で保健福祉部として説明させていただいて、最終的にどういった素案にするかということについては、その場で協議、検討させていただきたいと考えている。

○齊藤 佐知子委員

- ・ 先ほど言ったように、6回も多くの方々が一歩と進んで考えてこの点をまとめてくださったという意味では、私もその思いはよく分かる。今、部長の言った形でぜひ進めていただきたいと思います。

○工藤 恵美委員

- ・ 確認だが、全てにふりがなが振っているが、これはどういう意味なのか、教えていただきたい。

○保健福祉部障がい保健福祉課長（岩島 貴寿）

- ・ この6回の検討委員会においても全てルビを振っているものであり、やはり漢字が難しく読めない方とかもいらっしゃるのでは、そういった意味で全ての資料についてルビを振っているところである。

○工藤 恵美委員

- ・ 全ての人にとは子供から大人までということか。それとも教育を受けていない人もいるからという

ことか。

○保健福祉部障がい保健福祉課長（岩島 貴寿）

- ・ 検討委員会においては子供はいないが、検討委員会で協議するにあたっては漢字を読むことが苦手な方もいらっしゃるので、そこら辺を配慮して、全ての漢字にルビを振ったところである。

○川崎 啓太委員

- ・ 今回条例の制定に向けて札幌とか小樽とか細かく調べていないが、函館市が手話とコミュニケーションになっているというのは何かあるのかなど。ほかの地域では手話だけに特化したりというのがあるように記憶しているというのと、様々な障がい者含めたコミュニケーションということで、令和8年第1回定例会で関係議案上程とのことだったが、極端な話その頃にはもう手話必要ないよねというか、どのようなコミュニケーションも自由にとれるツールが多分もう普及していると思うが、その辺りも踏まえて、例えば地域のDX、函館市が推進するDXとこのコミュニケーションというのは非常に相性がいいと思うが、そういったところとの関連を含めた条例の制定とか、今後に関してどのような考え方で進めていくのか伺います。

○保健福祉部障がい保健福祉課長（岩島 貴寿）

- ・ 北海道においても手話言語条例のほうは24市、11町村制定していて、障害者コミュニケーション条例については、4市と1町制定しているところである。理由については提言書の3ページになる。条例の形式についてということで記載しているが、条例を制定するに当たっては一つの条例にするのか、それとも二つの要素を盛り込むのかということで、検討委員会のほうでも検討した。その中で、やはり条例を制定するに当たっては内容の分かりやすさを重要視し、広く市民や事業者に対して理解を広める基本条例として、それぞれ個別の条例がよいという結論に至ったことから、二つの条例を制定するという形で検討を進めていったところである。

○保健福祉部長（佐藤 任）

- ・ コミュニケーションツールの活用を含めた今後の進め方については、この条例に直接、情報通信技術に関する規定というのは今のところ提言では盛り込まれていないが、既に国のいわゆる情報アクセシビリティ法とか、本年6月に成立した手話に関する施策の推進に関する法律というものの中で、国の責任において、いわゆるそういうツールの開発や普及を進めていくということが明記されているので、当然そういったツールも有効に活用しながら、障がいのある方でも情報の取得、活用が円滑に進められるような環境整備というのは、我々も協力して行っていくということになるけれども、どちらかという技術開発とか、そういう部分に関しては、国の支援のもとで行われる事業になるので、我々としてはそういったものうまく活用しながら環境整備を進めていくという観点で進めてまいりたいと考えている。

○川崎 啓太委員

- ・ 理解できた。
- ・ 他地域では既にタブレットを市の窓口において会話しながら、それがそのまま文字になっているので高齢者の方も含めて対応できているとか、御家庭にタブレットを配って手話で動画でやりとりしたりというのもあるらしいので、ぜひ円滑なコミュニケーションにつながるようにしていただければと思う。

#### ○富山 悦子委員

- ・ スケジュールの確認だが、先ほどのこの内容でいくと、パブリックコメントを行った後は検討委員会を再度開くとか、何かそういう状況があるのかということ。あと、第1回定例会でこの議案が上程されて通ったら、この条例はどのように市民に伝わっていくのか、その辺のスケジュール的なところを御教示願う。

#### ○保健福祉部障がい保健福祉課長（岩島 貴寿）

- ・ 本年7月に第6回検討委員会を開催し、条例案を取りまとめて提言書が提出されたところで検討委員会は終了となっている。今後検討委員会の開催は予定していないが、パブリックコメント等のタイミングで条例案のほうができたら、各検討委員に対しては、条例案を適宜報告していきたいと考えているところである。
- ・ どのように周知していくかということのお尋ねだが、提言書を受けて現在内容を精査中の段階であり、市として政策決定しているわけではないので、具体的な取組については新年度の予算編成やこの場での御意見を踏まえて検討してまいりたいと考えている。条例制定後においては、広く市民に対して様々な媒体を活用して、できるだけ分かりやすく説明、周知をしていきたいと考えているところである。

#### ○富山 悦子委員

- ・ 今の説明で分かった。
- ・ 確かに6回の検討委員会でここまでできたという理由は分かるが、もう1回やはりこういう状況だということを、一番使う方たちが提案したものだから、検討委員会やったらお金かかるのかどうか分からないけれども、やっぱりこうなったということで、決まったらやってほしいと思う。どこの時点かでいいが、意見だけ述べて終わる。

#### ○工藤 篤委員

- ・ イメージが分からない。今までこうだったけど、これをするによってこうなるんだというような具体例を出してもらえれば理解できるのかなと思うが、私は正直言ってさっぱり分からない。

#### ○保健福祉部長（佐藤 任）

- ・ このたび条例の検討をさせていただいて、来年の議会には上程したいということで考えているが、条例制定後においては、例えば手話は言語であるという認識の普及、これは手話言語条例の部分になるが、こういったものを市民に幅広く御理解いただくための取組、周知啓発などの事業、それから市民に対するいわゆるコミュニケーションの部分で言うと、市民や事業者が障がい者の方がどのようなコミュニケーション手段を用いて情報の取得や利用なさっているのか、それに対してどのような環境整備を行う、あるいは支援を行うべきかということに関する、やはりその周知啓発の部分が非常に重要になってくるのかなと思っており、この辺りについては新年度予算での協議になるが、そういった関係予算も盛り込んでまいりたいと考えているし、条例の取組については、実際には北海道条例だとか各種の法律に基づいて既に取り組まれている分野、部門の仕事というのがある。こういったものをさらに充実させていくということが条例に基づく取組ということで、我々が現時点で考えているものになる。

#### ○工藤 篤委員

- ・ どんな条例でも一般論としてそれは通じる答弁だよね。啓発をしていくとかそういうことで。私が教えてほしいのは、今までこうだったけど、この条例をつくることによって、こういうふうが変わっていく、そういう具体例。イメージが湧かない。

#### ○保健福祉部長（佐藤 任）

- ・ 手話言語条例については、いわゆる手話というのは単なるコミュニケーション手段というふうにとらえている方もまだ多くいらっしゃると思う。こうした認識をさらに深めていただいて、いわゆる手話を、いわゆる言語、その人にとっては唯一のコミュニケーション手段であるというような認識だとか、そういったものを高めていくことによって、日常的に手話を使っていらっしゃる方が手話でお話ししてもなかなか通じないよねというような社会環境であるものを、手話を使っている方だからこういう形でコミュニケーションを図ったり情報提供したりということをしていかななくてはいけないなどという市民意識の醸成を図っていくということで、そういった方々がより安心して暮らせる地域社会づくりを進めていくと、こういった社会をつくっていくということが目的であるので、すぐ来年こうなりますということではなくて長期的な取組にはなるけれども、最終的にはそういった社会の構築を目指して取組を進めていくということになる。
- ・ コミュニケーション条例についても類似した部分があるが、手話以外にも様々なコミュニケーション手段でなければ意思疎通が図れない方がいらっしゃるの、同様にそういった方々に対しても環境整備を通じて生活しやすいまちづくりをすると、そういったところを目的として取り組みをしていくということになる。

#### ○工藤 篤委員

- ・ おっしゃることは分かる。ただ、具体的に今後政策として、こういうことをしていきたいんだと、このことによって、この条例なりそういうものが広く一般に広がっていくんだという具体例がなければイメージが湧かない。もちろん予算の関係もあるだろうけれども、その辺のことはどう考えているか。

#### ○保健福祉部長（佐藤 任）

- ・ あくまでも新年度予算の編成前なので確定的なお話ということではないが、様々今条例に基づく取組として検討している中で、一つには法律でも求められていることであるが、9月23日手話の日というのが設定されている。こうしたタイミングで、例えば市民向けの行事などを行ったり、手話に触れる機会を設けるといったことで、その認識の普及を図っていくということもあるので、そういったことも一つ念頭に置きながら、例えば手話を実際に使っていらっしゃる方を招いて市民向けにいろいろお話をさせていただいたり、活動の御紹介をしていただくとか、あるいはコミュニケーションを取るときには、やはり専門人材、通訳者など人材も決して充実しているという状況ではないので、こういった人材を養成するための事業なども充実させていくといったことも考えられるところである。

#### ○委員長（小林 芳幸）

- ・ 他に御発言あるか。（なし）
- ・ ここで、理事者は御退室願う。

（保健福祉部 退室）

#### ○委員長（小林 芳幸）

- ・ その他、本件について各委員から何か御発言あるか。（なし）
  - ・ 議題終結宣告
- 

## 2 死亡に関する行政手続の利便性向上について

### ○委員長（小林 芳幸）

- ・ 議題宣告
- ・ 本件については、本委員会において、令和6年度に所管事務調査事件として、福井県福井市及び東京都墨田区に行政調査を行い、最終的な考え方などを調査結果として取りまとめ、理事者に手交したところである。
- ・ 本日は、その後の事業の取組状況について説明を受けるため、理事者の出席を求めたいと思うが、よろしいか。（異議なし）
- ・ それでは、理事者の入室を求める。

（市民部 入室）

### ○委員長（小林 芳幸）

- ・ それでは、説明をお願いします。

### ○市民部長（柏 弘樹）

- ・ 死亡に関する行政手続の利便性向上について、本年2月に委員会からの調査結果をいただいているが、それらを踏まえたこれまでの取組状況について資料を提出しているので、担当課長から説明させていただきます。

### ○市民戸籍住民課長（小園 敏弘）

- ・ 資料説明：死亡に関する行政手続の利便性向上について（市民部調製）

### ○委員長（小林 芳幸）

- ・ お聞きのとおりである。ただいまの説明について、各委員から何か御発言あるか。

### ○工藤 恵美委員

- ・ だんだん分かりやすくなっているということで、大変うれしく思っている。私も夫や両親を見送っているのですが、手続は何回かやっているが、窓口がたくさんあって、あっちこっち行ったり、1階に行ったり2階に行ったりしなくてはいけなくて大変なのと、最初に持っていく書類は何を持っていくのか分からないので結局出直さなければいけないとか、そういうことがナビで分かるということが分かったので、とてもいいなと思った。よく戸籍謄本とかコピーでいいのに、こっちで出したら、こっちではコピーでいいんですよと言われると、もう一度取らなくてはいけない。証書関係も今値上がりして800円とか1,000円とかするから、それをコピーでいいというのであれば、最初からコピーでいいということも一目瞭然でナビだと分かるということで、そういう点が私はとてもいいかなと思っている。
- ・ ここで一例を抜粋したと書いてあるが、裏面の最終の案内画面、あなたの手続一覧ということで、手続の抽出が完了しましたって、抽出とは何のことか。

### ○市民戸籍住民課長（小園 敏弘）

- ・ 簡単な質問に答えることにより、御遺族の方によって出てくる結果が違う。この手続が必要な場合とこの手続が必要ではない場合があるので、それらをこの方に合った手続を抽出して、その人に必要

なものだけが表示される、そういう意味の抽出になっている。

○工藤 恵美委員

- ・ この言葉だが、一般市民にはちょっと分かりづらいかなど。市役所用語ではないのかなと思うので、検討していただければと思う。

○道畑 克雄委員

- ・ おくやみハンドブックを改定されてということで、たまたま知り合いから、先日、御家族が亡くなられて手続を何していいか分からないと相談があり、このことを思い出して、これを差し上げて一緒にこれやればいいのではないかみたいな、スムーズに手続ができたということもあったので非常に役に立っていると思うが、それでぜひコーナーの設置も前向きに検討いただきたいと思う。
- ・ 3番目に書かれている運営面やコストなど、それぞれメリットやデメリットなど検討を行っているところであるということだが、これをやるとした場合に考えられる当市においてはデメリットになるというようなことは、何か検討されている上であるのか。まだ予算編成前なので確定的な話でなく一般論で結構だが、うちの場合考えるとすればこういったことはちょっと、例えば職員の負担になるとか、部局間でのあれにするとちょっとマイナスのところがあるみたいなことがもしあれば、御教示いただければと思う。

○市民戸籍住民課長（小園 敏弘）

- ・ ここで示したメリット・デメリットは、おくやみコーナーを設置するデメリットではなくて、直営の場合と業務委託の場合でそれぞれにメリット・デメリットがあるということで書かせてもらっている。

○道畑 克雄委員

- ・ そうすると端的に言うとコストの部分の話になるのか。分かった。

○川崎 啓太委員

- ・ おくやみ手続きナビに関してだが、こちらは運用間もないと思うが、公式LINEからも行けるのか、単体で存在しているのか。

○市民戸籍住民課長（小園 敏弘）

- ・ これを運用開始したときに公式LINEも含めて皆様に周知をさせていただいて、そこにはリンクが貼ってあるので行けるが、公式LINEの常時のところには入ってなかったと思う。ホームページからは行けるようになっている。

○川崎 啓太委員

- ・ 御遺族の方も突然のことだと思うので、その時公式LINEに問いかけて、すぐぽつと戻ってくると非常にいいのかなと思う。
- ・ 8月から運用し、9月が70件ほどあったということで、それは今後データが取れてくると思うが、先ほど道畑委員からもあったように、メリット・デメリットのコストの部分で、利用者数と率が高いと、それなりに人件費とかというのもあると思うが、以前、福井と墨田区に視察に行ったときに、福井でどちらも約だが、死亡者数が大体3,400人ぐらいで利用率が44%程度と結構高いのかなど。墨田区はさほどでもなかったと記憶しているが、函館市としてはどれぐらいの利用を想定しているのかというのと、職員を配置するのか外注に出すのかで専門知識とかマニュアル化以外に、御遺族対応とい

うことで情緒的な部分の対応というのは非常に重要になるのではないかと。他地域の満足度のアンケート調査のところでも親身になってくれたというアンケート結果が結構出ていたと思うが、そういうところに、すぐ手続できないにしろ寄り添ってくれるというところが、やっぱり市民の方の満足度にもつながると思うが、そういった実務的な部分での課題とか何かあるのであればお伺いする。

#### ○市民戸籍住民課長（小園 敏弘）

- ・ どれくらいの方が利用されるかという話だが、福井県のほうでも、最初はそうでもなかったけど徐々に周知されて増えていって半分くらいという話だったと思う。うちは高齢化しているということもあって、死亡者数は同じ人口規模によっては多いほうで、それで結局1窓口が2窓口かという出力からすればそういう形になるが、半分は来る可能性があると考えておかなければならないかなと思っていて、問合せも多いので、予測でしかないが、マックスで半分くらいというふうには考えている。
- ・ 業務委託する場合その業者にもよると思うが、他都市でもそういった窓口を行っている業者というのが何社かあって、そういったところが、うちが持っているノウハウを持っているということもあるので、その辺も業者のほうと話はさせていただいているので、そういったことを導入している会社はきちんと寄り添っているという話も聞いているので、その辺はうちの仕様書なんかにもいろいろと書かせてもらってやりたいなと思っているが、窓口を一つにしてしまうと、かつかつにしてしまうと、どうしても一人の方にかかる時間は非常に少なくなってしまうので、意識という意味ではなくて、そもそも時間的にできないとかということになってしまうので、そういう意味ではある程度幅を持った形でうちの仕様書をつくりたいなどは考えている。

#### ○川崎 啓太委員

- ・ おくやみナビから答えていった結果そのまま予約に移れるのか。途中までは操作してみたが、例えばおくやみコーナーを設置したときには、LINEでナビから答えていってそのまま窓口予約みたいなことになるのか。

#### ○市民戸籍住民課長（小園 敏弘）

- ・ 委託にすると決まっていない状態の中なので、細かい仕様については現時点では確定していない。

#### ○富山 悦子委員

- ・ 私たちも行政調査して、窓口一本化という思いで具体的にもっと早くやってほしいなというふうに、できれば予算をつけて来年度はこういうふうにするよというところまでぜひ検討していただきたいと思う。市民はまずどうしたらいいんだろうって、そこが一番の悩みで、なかなか簡単に行けない。前回お話ししたかもしれないが、家族の方が死んで職場を休まなければならない。1週間も2週間もかかるとか、いろんなことが言われていたので、行政調査したときに本当に気軽にできるというね。そして短時間でできるという、せっかくこのナビもあるので、もっとこのナビを具体化して発展させてまずやってみるとか、やはり皆さん不安なので、どうしたらいいって市役所に電話すると思うんだよね。だからそういうことでは、このナビ使ってもいいし、例えば市役所の中に何でも相談でもいいが何かそういうコーナーをつくって、取りあえず何か、私もそこは分からないが、まず一歩やってみようという気構えを具体的にやってほしいなど。具体的にもっと言えばいいがお願いしたい。
- ・ 私は、業務委託よりも直営ということで、いろんな知識を持っている方が庁内にたくさんいると思うので、コストはどのぐらいかかるか分からないが、そういう方をお願いしたいということで、複数

名必要だと思うが、ぜひ早めに検討をお願いしたいと思う。

○委員長（小林 芳幸）

- ・ 他に御発言あるか。（なし）
- ・ 理事者においては本日の質問の趣旨を踏まえ、今後の対応を進めていただきたい。
- ・ ここで、理事者は御退室願う。

（市民部 退室）

○委員長（小林 芳幸）

- ・ その他、本件について各委員から何か御発言あるか。（なし）
- ・ 議題終結宣告

---

3 その他

○委員長（小林 芳幸）

- ・ 次に、3のその他だが、各委員から何か御発言あるか。（なし）
- ・ 散会宣告

午前10時50分散会